

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成21年12月14日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

1 大規模小売店舗の名称および所在地

(仮称) パロー八日市東沖野店 東近江市東沖野一丁目沖野943-10 他

2 提出された意見の概要

東近江市からの意見

- (1) 駐車場内の進行経路を明確に表示し、場内の交通事故防止に努められたい。
- (2) 駐車場の出入口には、「一旦停止・左右確認」などの注意喚起看板を設置し、道路往来者との交通事故防止に努められたい。
- (3) 周辺商店等の顧客の通行の利便性確保に努められたい。
- (4) 事業活動によって生じる一般廃棄物は自らの責任において、事業者自身が処理するか、市の許可する一般廃棄物の収集運搬業者に委託されたい。
- (5) 古紙等、再生利用が出来るものについては、リサイクルするよう努められたい。
- (6) 工事及び事業活動に起因する騒音、振動、粉塵、またはその他の苦情が出た場合は、事業者の責任において、速やかに対応の上、改善されたい。
- (7) 騒音規制法および振動規制法に定める特定建設作業に該当する場合は、作業開始7日前までに届出をすること。
- (8) 県条例で、駐車場面積が500平方メートル以上ある場合は、アイドリングストップの啓発・周知する措置を講じることと決まっているので遵守すること。また、トラブル防止のため、オイルトラップの設置をお願いしたい。
- (9) 電波障害が生じた時は、自己責任において解決すること。
- (10) 特定施設の設置について、特定施設設置届出書を提出し、許可を得ること。
- (11) 新設される防火用水は、24時間消防用水として使用できるよう配慮されたい。
- (12) 「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例の深夜商業施設・大規模小売店舗の防犯指針を参考にし、推進願いたい。

3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1

滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1

滋賀県東近江環境・総合事務所総務課 東近江市八日市緑町7-23

東近江市産業振興部商工観光課 東近江市八日市緑町10-5

(2) 縦覧期間 平成21年12月14日から平成22年1月14日まで